

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（概要）

平成26年6月
農林水産省

1 趣旨

農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）を踏まえ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払（多面的機能支払等）の取組を法律に位置付ける。

2 法案の概要

（1）基本理念

- ① 農業の有する多面的機能は、国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料の供給の機能と一体として生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、将来にわたって国民がその恵沢を享受できるよう、国、都道府県及び市町村が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならないこと。
- ② 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たすとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資することに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならないこと。（第2条）

（2）基本指針の策定等

農林水産大臣による基本指針の策定、都道府県知事による基本方針の策定、市町村による促進計画の作成。（第4条、第5条、第6条）

（3）農業者団体等による取組等

農業者の組織する団体等は、日本型直接支払の対象となる次の取組に関する計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。（第3条、第7条）

- ① 農地、農業用水等の保全・管理のための地域の共同活動により行われる次の取組
 - イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組
【多面的機能支払に相当】
[農地維持支払に相当]
 - ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組
[資源向上支払に相当]
- ② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組
【中山間地域等直接支払に相当】
- ③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組
【環境保全型農業直接支援に相当】

（4）取組に対する支援措置

市町村の認定を受けた計画に基づく取組に対し、次の措置を講じる。

- ① 国、都道府県及び市町村による費用の補助（第9条）
- ② 農業振興地域の整備に関する法律の特例（第10条、第11条）
（農用地区域の設定手続の簡素化、農用地区域からの除外の厳格化）
- ③ 土地改良法の特例（第12条）
（都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例）

3 施行期日

平成27年4月1日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要

趣 旨

農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)を踏まえ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払(多面的機能支払等)の取組を法律に位置付ける。

背 景

- 農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障。
- 農地集積が進む中で、水路・農道等の管理に係る負担が担い手に集中。

農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、**日本型直接支払制度の創設**が位置付け。

日本型直接支払の効果

- ・ 地域の共同活動等を支援することにより、多面的機能の発揮を促進。
- ・ 担い手に集中した水路・農道等の管理を地域で支えることにより、構造改革を後押し。

制度の仕組み

1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定(第4条)

2. 都道府県知事による「基本方針」の策定(第5条)

3. 市町村による「促進計画」の作成

市町村は、基本方針に即して、農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業(日本型直接支払の対象となる取組)の実施を促進する計画を作成(第6条)

4. 農業者団体等による事業計画の作成・実施

農業者の組織する団体等は、3.の事業を実施する計画(事業計画)を作成し、市町村に認定申請。認定された事業計画に基づき事業を実施(第7条)

<日本型直接支払の対象となる取組>(第3条)

- ① 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組【多面的機能支払に相当】
 - イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組 (農地維持支払に相当)
 - ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組 (資源向上支払に相当)
- ② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組 【中山間地域等直接支払に相当】
- ③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組 【環境保全型農業直接支援に相当】

5. 事業計画の実施に対する措置

- 国、都道府県及び市町村による費用の補助(第9条)
- 農業振興地域の整備に関する法律の特例(第10条、第11条)
(農用地区域の設定手続の簡素化、農用地区域からの除外の厳格化)
- 土地改良法の特例(第12条)(都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例)

施行期日 : 平成27年4月1日

日本型直接支払の概要

【平成27年度予算概算決定額 79,859(79,371)百万円】

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあります。
- このため、平成27年度から施行される「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制度の全体像

多面的機能支払 48,251(48,251)百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

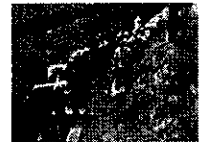
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払 29,000(28,474)百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,609(2,646)百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



緑肥の作付け

山梨県農村環境保全向上対策検討委員会設置要領

1 趣 旨

中山間地域を含む農村地域は、食糧生産の場としての役割をはじめ、景観・生態系や国土保全、水源かん養等の多面的機能を発揮しているが、高齢化や混住化が進行する中、耕作放棄地が増加するなど多面的機能の低下が懸念されている。

そこで、中山間地域等における生産条件の不利性を補正し、多面的機能を確保するため、直接支払事業の実施に加え、農地・農業用水や農村環境といった地域資源の保全向上の取り組みを拡大するため、多面的機能支払交付金に係る対策を実施する。

実施に当たっては、広く県民の理解を求めることが必要であり、明確かつ客観的な基準の下に透明性を確保し、事業の適正な執行に当たることが重要である。

このため、山梨県農村環境保全向上対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業の点検、評価、検討等を行うものとする。

なお、この委員会は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針」（平成27年農林水産省告示第756号）第3の4に規定される県段階の「第三者委員会」として位置づけるものとする。

2 組織及び任期等

- (1) 委員会は、委員9人以内で組織する。
- (2) 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。
 - ア 学識経験者
 - イ 報道関係者
 - ウ 消費者
- (3) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (4) 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、農政部長の了解を得た場合は、この限りではない。

3 座 長

- (1) 委員会に座長を置く。
- (2) 座長は、委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、委員会の会務を総理する。
- (4) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 会 議

委員会は次に掲げる事項を検討する。

また、会議は農政部長が招集する。

- (1) 中山間地域等直接支払事業に関すること
 - ア 交付金の交付状況の点検
 - イ 市町村の対象農用地の指定の評価
 - ウ 県の特認地域及び特認基準についての審査・検討
 - エ その他、事業目的の達成に必要な事項
- (2) 多面的機能支払交付金に係る対策に関すること
 - ア 交付金の効果的な実施についての助言
 - イ 交付金の交付状況の点検
 - ウ 活動組織の取り組みの評価及び指導・助言
 - エ その他、事業目的の達成に必要な事項

5 庶 務

委員会に係る庶務は、農政部農村振興課において行う。

6 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成12年6月23日から施行する。

この要領は、平成21年7月10日から施行する。（平成21年7月10日改正）

この要領は、平成23年6月22日から施行する。

この要領は、平成26年7月15日から施行する。

ただし、平成26年度の農地・水保全管理支払交付金も会議の対象とする。

この要領は、平成27年6月1日から施行する。